

令和7年度 第4回 介護保険事業者連絡会次第

令和7年7月17日（木） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業について（長寿支援係）
- (2) 令和7年度通所型サービス事業所向け 飯田市の介護予防を考える研修について（基幹包括支援センター係）
- (3) 令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（再掲）（介護保険係）
- (4) 介護保険料通知の発送について（介護保険係）
- (5) 盆期間前後における介護認定審査会の予定について（介護認定支援係）
- (6) 【長野県】介護分野での外国人材活用セミナーの開催について

3 事業者からのお知らせ

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和7年8月26日（火） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和7年9月の連絡会は会場の都合で休止

1 飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業について（長寿支援係）

【別紙1】 飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業について

飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金申請書

※詳細は別紙参照

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係

電話：0265-22-4511（内線 5753）

2 令和7年度通所型サービス事業所向け 飯田市の介護予防を考える研修について（基幹包括支援センター係）

【別紙2】 飯田市の介護予防を考える研修会

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話：0265-22-4511（内線 5757）

3 令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（再掲）（介護保険係）

【別紙3】 令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話：0265-22-4511（内線 5761）

4 介護保険料通知の発送について（介護保険係）

(1) 令和7年度 介護保険料特別徴収額（仮徴収）変更通知書

※年金天引き額のうち、8月の徴収額を変更する通知

- ・対象者数：約 4,500 人
- ・発送日：令和7年7月11日（金）

(2) 令和7年度 介護保険料普通徴収納入通知書

※現金納付・口座振替の8月から翌年3月分通知書（現金納付者には納付書を同封）

- ・対象者数：約 2,500 人
- ・発送日：令和7年8月1日（金）予定

(3) 令和7年度 介護保険料額決定通知書

※仮徴収期間で今年度の介護保険料の必要納付額に到達した方への決定通知

- ・対象者数：約 700 人
- ・発送日：令和7年8月1日（金）予定

(4) 令和 7 年度 介護保険料特別徴収開始通知書

※年金天引き開始兼継続の 10 月から翌年度 8 月分徴収額通知書

- ・対象者数：約 30,000 人
- ・発送日：令和 7 年 8 月 22 日（金）予定

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話：0265-22-4511（内線 5762）

5 盆期間前後における介護認定審査会の予定について（介護認定支援係）

盆休暇前の審査会は、8 月 8 日（金）が最終となります。

盆休暇後の審査会は、8 月 18 日（月）からの開催となります。

盆休暇前の審査会の審査対象となるのは、7 月 22 日（火）17 時 15 分までに一次判定が完了している申請（認定調査が終了し、主治医意見書が入手されている）が対象となります。それ以降の案件については、8 月 18 日以降の審査会に順次割り振られます。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話：0265-22-4511（内線 5768）

6 【長野県】介護分野での外国人材活用セミナーの開催について

【別紙 4】介護分野での外国人材活用セミナー

【問合せ先】

アデコ株式会社
電話：050-3666-0501

【別紙 1】

飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業について

長寿支援課

1 目的

高齢者が使用する居室、廊下などへの手すりの取り付け、段差の解消など高齢者が居宅で自立して生活をしていくことができるようにするために行う住宅の改良に要する経費を補助する事業です。

2 対象者

次のいずれにも該当する高齢者若しくはそれらと生計を一にするもの。

- (1) 飯田市に住所を有する者であること。
- (2) 対象者の属する世帯のすべての世帯員の前年の所得税の額を合算した金額が 8 万円以下であること。

高齢者

ア 65 歳以上の者で要介護認定・要支援認定を受けた者

イ 65 歳以上の者で身体障害者手帳 1 級～3 級の交付を受けた者

3 内容

補助金の額は、住宅改良に要した経費の額の 10 分の 9 の額を支給します。(63 万円を上限とします。)

4 申請方法

申請書とともに以下の書類を添付し、長寿支援課へ提出します。

- (1) 世帯全員の所得税額を証明する書類
- (2) 住宅改良箇所の設計図又は見取図
- (3) 住宅改良に要する経費の見積書
- (4) 現況の写真

※提出後、担当課で審査し、決定もしくは不決定を通知いたします。

※決定には、1 ヶ月程度かかります。また、決定を受けてからの工事着手となり、決定前に工事に着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

5 申請期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 29 日（金）（必着）

飯田市 福祉部

長寿支援課 長寿支援係 A11 窓口

電話 0265-22-4511（内線 5753）

様式第1号(第5条関係)

飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金申請書

年 月 日

飯田市長

住所
氏名 印
電話番号

飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金の交付を受けたいので、飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請における同意事項

飯田市高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金の算定の為、飯田市長が私の世帯の前年分(1月から6月までの期間に申請する場合は前々年)の所得税の合算額の調査に係る資料を閲覧することに同意します。

3 添付書類

- (1) 世帯全員の前年分(1月から6月までの期間に申請する場合は前々年)の所得税額を証明する書類
- (2) 住宅改良箇所の設計図又は見取図
- (3) 住宅改良に要する経費の見積書
- (4) 現況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

運動が苦手な利用者様にも！

＼すぐに使える♪／

「明日から続けたい予防運動」

参加者大募集！

運動が苦手な
利用者様を
盛り上げたい！

予防につながる運動を
提供したい！

運動の
レパートリーを
増やしたい！



通所型サービス事業を実施している事業所の皆様を対象に、すぐに活用できて続けられる予防運動のご案内と飯田市の介護予防に関する情報交換の機会を企画しました。ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

○日時 令和7年 8月19日(火) 13:00～14:30

(受付開始 12:45～)

○会場 飯田市勤労者福祉センター

○内容 ・明日から続けたい予防運動の紹介

講師：深見 文 氏

- ・飯田市介護予防・生活支援サービス事業の概要について
- ・情報交換会

○お申込み 必要事項を入力し、メールでお申し込みください。

宛先 kaigo@city.iida.nagano.jp (長寿支援課)

件名 8月19日 介護予防研修会 申し込み

必要事項 ①氏名 ②所属 ③職種

○申し込み期限 8月5日(火)



日頃のお悩み
を話してみませ
んか？



<お問い合わせ>

飯田市長寿支援課 基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511 (内線 5757)

【別紙 3】

7 飯長第 431 号
令和 7 年 6 月 19 日

介護保険サービス事業者 様

飯田市長 佐藤 健

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について

日頃から、当市介護保険事業運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度に標記の加算を取得した事業者におかれては、下記のとおり令和 6 年度実績報告書の提出をお願いします。

記

1 提出対象者

飯田市が指定する地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所及び基準該当サービスの事業所であって、令和 6 年度において、以下のいずれかの加算を取得した事業所を運営する事業者

○旧 3 加算

- ・介護職員処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧処遇改善加算＞
- ・介護職員等特定処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧特定加算＞
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧ベースアップ等加算＞

○新加算

- ・介護職員等処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）＜新加算＞

2 提出書類

- (1) 別紙様式 3-1 介護職員等処遇改善加算等実績報告書（令和 6 年度）＜新加算及び旧 3 加算共通＞
 - (2) 別紙様式 3-2 個表（令和 6 年 4・5 月分）＜旧 3 加算＞
 - (3) 別紙様式 3-3 個表（令和 6 年 6 月以降分）＜新加算＞
 - (4) 別紙様式 7-2（加算未算定事業所）介護職員等処遇改善加算等実績報告書（令和 6 年度）
- ※別紙様式 7-2 は、令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書提出時に、別紙様式 7-1 にて作成した事業者用であり、該当事業者は、別紙様式 3-1、3-2 及び 3-3 の提出は不要です。

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）必着

5 提出先

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

（裏面あり）

6 様式について

本通知のメール送信時に添付した様式を使用してください。様式は飯田市ウェブサイトにも掲載しています。【掲載記事 ID 番号：210322】

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係 担当：下島
TEL：0265-22-4511 内線 5761 FAX：0265-22-4544
Email（係代表）：kaigohoken@city.iida.nagano.jp

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算等に関する
様式例の一部差替について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1400

令和7年7月7日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL :

- ・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222
- ・自治体向け：03-5253-1111(内線 3948)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 7 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について

介護職員の処遇改善については、令和 6 年度の取扱いは「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知）において、令和 7 年度の取扱いは「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知）においてお示しし、処遇改善計画書等の様式の電子媒体について、厚生労働省のホームページにおいて公表したところです。

このたび、令和 6 年度及び令和 7 年度の別紙様式 3（実績報告書）について、計算式の一部に誤りがあったため、修正の上（※1）、本日、厚生労働省のホームページ（※2）に掲載する様式の差替を行いました。

今後は、差替後の様式を御活用いただくよう、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

※１：具体的な修正内容

○令和６年度の実績報告書について

シート	セル	修正の趣旨
別紙様式３－１ (通常版及び大規模版)	AK185	令和５年度にベア加算を算定した事業所がない場合、空白となるよう修正。
別紙様式３－１ (大規模版)	Q39	セルのロックを解除。
別紙様式３－２ (通常版及び大規模版)	N 9	整数値となるよう修正。
別紙様式３－３ (通常版及び大規模版)	N 6、 N 7	
別紙様式３－３ (大規模版)	Y 5、 N 5、 N 6	1200 行分の入力内容が合算されるよう修正。

○令和７年度の実績報告書について

別紙様式３－２ (通常版及び大規模版)	N 7	整数値となるよう修正。
------------------------	-----	-------------

※２：厚生労働省ホームページ（介護保険最新情報）



介護分野での外国人材活用セミナー

講師のご紹介



アデコ株式会社
外国人雇用推進部
コンサルタント

吉田 翔平

～現場の課題と可能性～

人手不足が深刻な長野県の介護現場において、外国人材の受入れが現実的な選択肢となっています。本セミナーでは、制度の仕組みや採用の流れ、受入れ体制づくりのポイントを丁寧に解説します。長野県の介護現場で外国人雇用を検討される方にとって、第一歩となる内容です。

【経営層・管理者向け】

初めての外国人材

～介護経営を支える鍵！
ゼロから分かる採用の基本！～

セミナー後に
個別相談も
実施！

セミナー内容

1. 長野県内における外国人材の現状と在留資格
2. コンプライアンス遵守のためには
3. 国籍別の特徴比較
4. 外国人材の採用コスト

先行事例のご紹介

受入れ経緯や定着・活躍してもらうために必要な支援など、外国人材を受入れている介護事業所の先行事例についてのリアルな声を複数ご紹介します。

5. 外国人雇用・受入れに関する支援制度

日程

8月7日(木) ※12:45より受付を開始いたします。

時間

セミナー：13:00～14:30 (各回90分)
個別相談会：14:30～16:00

対象

- ・ 介護事業所の経営者、理事長
- ・ 施設長 など

会場

松本市勤労者福祉センター
(長野県松本市中央4丁目7番26号)

定員

30名

お申込みはこちら

右記の二次元コードまたは、事務局
にFAXにてお申し込みください。
事務局FAX：026-229-8307



【外国人材の受入れ・実務担当者向け】

外国人材実務セミナー

～定着・活躍できる組織づくりのポイント～

セミナー後に
個別相談も
実施！

セミナー内容

1. 外国人材の受入れ制度(在留資格)
2. 良い人材を採用するためのコツ
3. 外国人材の定着・活躍支援

先行事例のご紹介

介護施設利用者様や同僚とのコミュニケーションの様子や、抱える課題や乗り越え方まで、日常業務での工夫など現場担当者視点の取り組み方法をご紹介します。

4. 外国人雇用・受入れに関する支援制度

日程

8月28日(木) ※12:45より受付を開始いたします。

時間

セミナー：13:00～14:30 (各回90分)
個別相談会：14:30～16:00

対象

- ・ 施設長
- ・ 人事・採用担当者
- ・ 介護職員 など

会場

松本市勤労者福祉センター
(長野県松本市中央4丁目7番26号)

定員

30名

お申込みはこちら

右記の二次元コードまたは、事務局
にFAXにてお申し込みください。
事務局FAX：026-229-8307



050-3666-0501

受付時間：＜平日＞9:30～17:30



ADE.JP.nagano-kaigo@jp.adecco.com

お申し込み用紙

下記に必要事項を記入し、FAXにてお送りください。

FAX番号：026-229-8307

参加希望セミナー	【経営層・管理者向け】 初めての外国人材セミナー	・	【外国人材実務担当者向け】 外国人材実務セミナー
貴社名			
ご担当者様 氏名			
メール アドレス			
お電話番号			
貴社サービス内容 (例：デイサービス、 訪問介護…等)			
現時点での 外国人雇用の実績	有り	・	無し

お申込み期限

【経営層・管理者向け】 初めての外国人材セミナー：8月6日(水)17:00まで
【外国人材実務担当者向け】 外国人材実務セミナー：8月27日(水)17:00まで

